

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目2番18号  
中小企業ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 岡本 武之

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2022年6月27日（月曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号<br>明治記念館2階 「鳳凰の間」   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項<br>第1号議案   | 定款一部変更の件   |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://chusho-hd.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://chusho-hd.co.jp/>

また、議決権の行使は、議決権行使書の郵送による方法もございません。ご活用ください。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響が続く中、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻の影響によるエネルギーや食糧を始めとする原材料価格の上昇、日米金利差の拡大による急激な円安ドル高の進行など国内外ともに経済の先行きが不透明な状況となっております。

建設業界におきましては、低金利融資の継続や住宅取得に係る税制優遇策などにより、新設住宅戸数は持ち直しておりますが、ウッドショックによる世界的な木材需給の逼迫を始め資材価格の上昇など懸念要素も存在する状況となっております。

こうした情勢下において、売上高は、2,848,789千円と前連結会計年度と比べ1,519,544千円の増加(114.3%増)、営業損失は、374,145千円と前連結会計年度と比べ647,977千円の損失の減少、経常損失は、842,314千円と前連結会計年度と比べ268,849千円の損失の減少、親会社株主に帰属する当期純損失は、914,978千円と前連結会計年度と比べ392,918千円の損失の減少となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりであります。

##### I 建設事業

当セグメントにおきましては、売上高は2,745,532千円となり、前連結会計年度と比較して2,515,723千円の増加(1,094.7%増)、セグメント利益(営業利益)は23,644千円(前連結会計年度はセグメント損失(営業損失)で53,297千円でした。)となりました。

尚、当該業績に至った主な要因は以下のとおりであります。

##### イ. リフォーム・メンテナンス工事

リフォーム・メンテナンス工事におきましては、売上高は23,126千円となり、前連結会計年度と比較して9,199千円の減少(28.5%減)、セグメント損失(営業損失)は12,394千円となり、前連結会計年度と比較して

833千円の損失の増加となりました。

当該業績に至った主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で、受注が減少したことによるものです。

#### ロ. 給排水管設備工事

給排水管設備工事におきましては、売上高は47,709千円となり、前連結会計年度と比較して9,340千円の減少（16.4%減）、セグメント損失（営業損失）は10,302千円となり、前連結会計年度と比較して153千円の損失の増加となりました。

当該業績に至った主な要因は、ビジネスモデルや顧客基盤による収益性が年々悪化している中、人員体制も十分でないことにより受注が減少したことによるものです。

#### ハ. 建設工事業

建設工事業におきましては、売上高は2,674,696千円となり、前連結会計年度と比較して2,534,264千円の増加（1,804.6%増）、セグメント利益（営業利益）は46,340千円（前連結会計年度はセグメント損失で31,587千円でした。）となりました。

当該業績に至った主な要因は、邦徳建設㈱との業務提携により受注と工事売上高が増加したことによるものです。

### II 不動産事業

当セグメントにおきましては、売上高はありませんでした（前連結会計年度の売上高は176,844千円、セグメント損失（営業損失）は388,276千円でした。）。

当該業績に至った主な要因は、当連結会計年度において当社は、当該事業に注力することは時期尚早と考え積極的な活動を行っていなかったためであります。

### III オートモービル関連事業

当セグメントにおきましては、売上高は68,900千円となり、前連結会計年度と比較して67,921千円の減少（49.6%減）、セグメント損失（営業損失）は12,396千円となり、前連結会計年度と比較して11,252千円の損失の増加となりました。

当該業績に至った主な要因は、国内のエンジンオイルの売上高においては堅調に推移したものの、国内のその他のカー用品等の販売が低迷したこと、当連結会計年度においてエンジンオイル及び、その他のカー用品等の海外輸出における売上が減少したことによるものです。

#### IV コスメ衛生関連事業

当連結会計年度より、報告セグメントの名称を「コスメティック事業」から「コスメ衛生関連事業」に変更しております。

当セグメントにおきましては、売上高は33,528千円となり、前連結会計年度と比較して18,370千円の増加（121.2%増）、セグメント損失（営業損失）は18,877千円となり、前連結会計年度と比較して22,401千円の損失の減少となりました。

当該業績に至った主な要因は、衛生関連商品販売のためV BLOCK 販売株式会社を新規設立しましたが、経営陣交代の際に事業資金が大幅に減少したことにより、広告宣伝費や仕入れ資金が確保できず、販売体制の構築が遅れたことによるものです。

#### V 広告事業

当セグメントにおきましては、売上高は827千円となり、前連結会計年度と比較して54,616千円の減少（98.5%減）、セグメント損失（営業損失）は1,872千円となり、前連結会計年度と比較して14,922千円の損失の減少となりました。

当該業績に至った主な要因は、メディアレップ業務については小幅な赤字が続く中、今後当社が主力と据える事業分野ではないとの経営判断をいたしました。そのため、当連結会計年度末までにメディアレップ業務の取引は終了しております。

#### VI その他の事業

その他の事業には、当連結会計年度においての投資事業と、報告セグメントに含まれない事業を含んでおります。当セグメントにおきましては、売上はありませんでした（前連結会計年度において当該事業の売上はありませんでした。）。セグメント損失（営業損失）は、2千円となり、前連結会計年度と比較して損失の増減はありませんでした。

以上のような状況を受けまして当連結会計年度における配当につきましては、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

・事業別売上高

事業区分	第 57 期 (2021年 3 月期)		第 58 期 (2022年 3 月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
建 設 事 業	229百万円	17.0%	2,745百万円	96.4%	2,515百万円	1,094.7%
不 動 産 事 業	176	13.0	-	-	△176	-
オ ー ト モ ー ビ ル 関 連 事 業	136	10.1	68	2.4	△67	△49.6
コ ス メ 衛 生 関 連 事 業	15	1.1	33	1.2	18	121.2
飲 食 事 業	229	17.0	-	-	△229	-
エ ン タ ー テ イ ン メ ン ト 事 業	511	37.8	-	-	△511	-
広 告 事 業	55	4.1	0	0.0	△54	△98.5
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	1,355	100.0	2,848	100.0	1,493	110.2

(注) 従来 of 報告セグメント「投資事業」については、量的な重要性が低下している状況から、当連結会計年度より新たに「その他」の区分を設け、その中に含めて記載する方法に変更しており、対比する前連結会計年度についても同様に変更しております。

② 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、第三者割当による新株式の発行により418,800千円の資金調達を行っております。

④ 重要な組織再編等の状況

前連結会計年度にアルトルイズム株式会社の保有株式を全て譲渡し連結の範囲から除外したことに伴い、当連結会計年度から「飲食事業」の報告セグメントを廃止しております。

前連結会計年度にトラロックエンターテインメント株式会社の保有株式を全て譲渡し連結の範囲から除外いたしました。また、2021年4月21日にクリア株式会社の保有株式の全てを譲渡したことにより、100%子会社である株式会社クリエーションが連結の範囲から除外されました。これらに伴い、当連結会計年度から「エンターテインメント事業」の報告セグメントを廃止しております。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (2019年3月期)	第 56 期 (2020年3月期)	第 57 期 (2021年3月期)	第 58 期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	2,281	2,270	1,329	2,848
経 常 損 失(百万円)	△898	△394	△1,111	△842
親会社株主に帰 属する当期純損(百万円) 失	△1,042	△455	△1,307	△914
1株当たり当期純損失 (円)	△8.80	△3.11	△5.78	△3.64
総 資 産(百万円)	2,592	2,546	1,476	1,773
純 資 産(百万円)	602	906	1,262	792
1株当たり純資産額 (円)	4.88	5.22	5.06	2.97

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
クリアホーム株式会社	10百万円	100.0%	注文住宅の受注・監理・施工及びリフォーム工事 不動産の売買、あっ旋、仲介及び管理
巧栄ビルド株式会社	90	100.0	住宅のリフォーム・メンテナンス工事、広告事業
株式会社サニーダ	10	100.0	給排水管設備の衛生診断、設備工事、更生工事
MILLENNIUM INVESTMENT株式会社	10	100.0	投資及びコンサルティング
株式会社JPマテリアル	10	100.0	オートモービル関連商品の開発・製造・販売
クリア建設株式会社	40	100.0	建設、土木、内外装工事
V BLOCK販売株式会社	9	100.0	除菌・抗菌関連商品の仕入及び販売

- (注) 1. 2021年4月20日付の取締役会決議にもとづき、同日付けで当社の連結子会社クリア株式会社（以下、「クリア社」といいます。）の全株式を第三者に譲渡しております。本株式譲渡に伴い、クリア社、クリア社子会社でありエンターテインメント事業を営む株式会社クリエーション、投資用不動産の売買事業を営むCVL株式会社、及びエンターテインメント施設の不動産賃貸事業を対象とした不動産リーシングプロジェクト匿名組合についても当社の連結子会社から除外されました。
2. 当社は、2021年5月25日にV BLOCK 販売株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
3. クリアスタイル株式会社は当事業年度に商号変更し、名称が巧栄ビルド株式会社となっております。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	巧栄ビルド株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区神田錦町3-4-2
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社株式の帳簿価額	299百万円
当社の総資産額	1,773百万円



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上しており、当連結会計年度におきましても914,978千円の当期純損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきましても、当連結会計年度も継続してマイナスとなっております。当社グループは、これら継続する当期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく事業再構築と企業価値の向上ならびに管理体制の強化に向けて取り組んでおりますが、当連結会計年度において当期純損失の状況を改善、営業キャッシュ・フローをプラスにするまでには至りませんでした。

当該状況が改善されない限り、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

連結計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。

上記のような状況の下、現在の当社グループには足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であると判断しており、社会的な課題と結び付いた取り組みを行うことで、社会貢献を実現しつつ、当社グループ全体の事業成長と財務体質の改善を実現していくことを目指しております。

具体的には、足元の業績回復策として、祖業である建設事業に注力し当社グループの土台を固めることとともにダチョウ抗体関連商品の販売強化に積極的に取り組んで参ります。

また、持続性のある企業価値向上策としまして、後継者問題や新型コロナウイルスの影響等でポテンシャルや意欲がありながら苦しんでいる中小企業を当社グループの一員として迎え入れ、グループ全体での協力体制を構築することで、強い中小企業に変え、当社グループにとっても持続性のある企業価値向上となることを目指すとともに社会貢献に取り組む「中小企業ホールディングスプロジェクト」を当社グループにおける新たな成長の主軸として取り組んで参ります。

オートモビル関連事業では、エンジンオイルメーカーとして広告宣伝やモータースポーツ協賛に積極的に取り組みブランディングを強化し、売上や販路の拡大に中長期的に取り組んで参ります。また、今後は環境配慮型オイル製品の開発や輸出の強化やアフターパーツ販売システムの拡充に向けたアライアンスの構築等を進めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
建設事業	住宅のリフォーム・メンテナンス工事、給排水管設備工事、建設工事業
不動産事業	不動産の売買、あっ旋、仲介及び管理
オートモビル関連事業	オートモビル関連商品の開発、製造、販売
コスメ衛生関連事業	コスメティック・衛生関連商品の卸販売、小売販売
広告事業	インターネット広告取引の仲介

- (注) 1. 2021年4月20日付の取締役会決議にもとづき、同日付けで当社の連結子会社クレア株式会社（以下、「クレア社」といいます。）の全株式を第三者に譲渡しております。本株式譲渡に伴い、クレア社、クレア社の子会社でありエンターテインメント事業を営む株式会社クリエーション、投資用不動産の売買事業を営むCVL株式会社及び、エンターテインメント施設の不動産賃貸事業を対象とした不動産リーシングプロジェクト匿名組合についても当社の連結子会社から除外されました。これにより、株式会社クリエーションのみで行っていたエンターテインメント事業から撤退いたしました。
2. 従来「コスメティック事業」で取り扱いを行っておりました衛生関連商品について、重要性が増加したため、当事業年度から報告セグメントの名称を「コスメ衛生関連事業」に変更いたしました。

## (6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

当 社	本社：東京都港区
クレアホーム株式会社	本社：東京都千代田区
巧栄ビルド株式会社	本社：東京都千代田区
株式会社サニーダ	本社：東京都新宿区
MILLENNIUM INVESTMENT株式会社	本社：東京都千代田区
株式会社 J P マテリアル	本社：東京都千代田区
クレア建設株式会社	本社：東京都千代田区
V B L O C K 販売株式会社	本社：東京都千代田区

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設事業	10名	1名増
不動産事業	-	-
オートモービル関連事業	2	増減なし
コスメ衛生関連事業	-	-
広告事業	-	-
その他	-	-
全社（共通）	7	2名増
合計	19名	4名減

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「投資事業」を含んでいます。
2. 全社（共通）に記載された人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	2名増	50.9歳	4.7年

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 472,072,944株

② 発行済株式の総数 258,251,756株

(注)第三者割当による新株式発行による増加が7,210,000株及び、第25回新株予約権行使による増加が1,500,000株であります。

③ 株主数 18,836名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
松林克美	22,142千株	8.57%
野村証券株式会社	18,870	7.31
オリオン1号投資事業有限責任組合	12,326	4.77
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE /JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	8,652	3.35
五十畑輝夫	8,023	3.10
上嶋稔	4,700	1.82
株式会社スター	4,590	1.77
田谷廣明	2,799	1.08
谷口健次	2,602	1.00
株式会社SEED	2,527	0.97

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(14,431株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況

### 第25回新株予約権

決議年月日※	2021年12月14日
新株予約権の数(個)	360,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式36,050,000※1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	48※2
新株予約権の行使期間※	2021年12月30日～2022年12月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価額48※2 資本組入額24※3
新株予約権の行使の条件※	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授権株式数を超過することとなったときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。 2. 各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	※4

※新株予約権の発行時(2021年12月30日)における内容を記載しております。

※1…新株予約権の目的となる株式の数

1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は36,050,000株とします(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とします。)。但し、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。

2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。但し、当該調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。

4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権にかかる新株予約権者(以下、「本新株予約権者」といいます。))に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行うものとします。



※2…新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」といいます。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、金48円とします。

3. 行使価額の調整

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整します。

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含みます。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人、及び従業員を対象とする株式報酬制度に基づき交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

②当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用します。

⑤本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用します。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとします。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じるときは、これを切捨て、現金による調整は行いません。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。
- (4) その他
- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所市場第二部（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとします。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、又かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行います。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。

※3…本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

※4…組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとします。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。調整後の1個未満の端数は切り捨てます。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。調整後の1株未満の端数は切り上げます。

④新株予約権を行使することのできる期間

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。



⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定します。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とします。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定します。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

⑨新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編成当時会社の取締役会の承認を要します。

#### 第26回新株予約権(第2回有償ストックオプション)

決議年月日	2021年12月14日
新株予約権の数(個)	198,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式19,850,000 ※1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	52.8 ※2
新株予約権の行使期間	2022年1月14日～2032年1月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額52.8 ※2 資本組入額26.4 ※3
新株予約権の行使の条件	※4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとします。
割当先	当社及び当社100%子会社の役員及び使用人

※1…新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式（完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

※2…新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会決議日の前日取引日の終値に対し110%を乗じた金52.8円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、又、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

※3…新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

※3…新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額

- ① 本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む20取引日の平均値が一度でも行使価額（但し、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、その行使価額とする。）に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。



- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 上記条件の他、本新株予約権の発行要項以外に割当先との間で締結する新株予約権割当契約において、行使に関する条件として、以下のものが定められている。
    - (a) 行使期間における行使開始日（2022年1月14日）から1年間あたり（以下、2年目以降同様。）新株予約権の割当数量の行使できる最大数を当初の割当数量の30%（行使残数がそれ以下の場合、その数量とする。）までとする。
    - (b) 権利喪失事由として、禁固以上の刑に処せられた場合及び就業規則その他の社内規則等に違反並びに背信行為等により懲戒解雇又は辞職・辞任した場合、当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岡 本 武 之	セノーテキャピタル(株) 代表取締役 クレアホーム(株) 代表取締役 巧栄ビルド(株) 代表取締役 MILLENNIUM INVESTMENT(株) 代表取締役 クレア建設(株) 代表取締役 V B L O C K販売(株) 代表取締役
取 締 役	前 田 修	(株)ジールコスメティックス 代表取締役 (株)インテグレート 取締役 アポプラスヘルスケア(株) 代表取締役 (株)Z E A L H O L D I N G S 代表取締役 (株)ジールビューティラボ 代表取締役 (株)B e a u t y P l u s 8 1 代表取締役 (株)ジールバイオテック 代表取締役
取 締 役	齋 藤 雅 彦	福島明星(株) 代表取締役
取 締 役	星 野 和 也	セブンスター貿易(株) 代表取締役 eight loop(株) 取締役 アサヒ衛陶(株) 代表取締役
取 締 役	佐 伯 英 隆	(株)イリス経済研究所 代表取締役 京都大学公共政策大学院 名誉フェロー 兼 非常勤講師 Abalance(株) 社外取締役 兼 監査等委員会議長
常 勤 監 査 役	杉 浦 亮 次	杉浦亮次税理士事務所 所長 (株)医療福祉経営研究所 代表取締役 AIRINTER(株) 代表取締役
監 査 役	笹 本 秀 文	(株)笹本税務会計社 代表社員
監 査 役	花 房 裕 志	(株)レクシード 代表社員弁護士 京都大学大学院法学研究科 非常勤講師 兵庫県弁護士会紛争解決センターあっせん委員 (株)白バラドライ 社外監査役 (一社)予防法務研究会 代表理事

- (注) 1. 取締役佐伯英隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役佐伯英隆氏は、通商産業政策に関する専門的な知識を有しており、経営の監視を遂行するには適任であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役笹本秀文氏、花房裕志氏は、社外監査役であります。
4. 監査役杉浦亮次氏は、税理士の資格を有し、杉浦亮次税理士事務所の所長を現任しており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
5. 監査役笹本秀文氏は、税理士の資格を有し、税理士法人笹本税務会計社の代表社員を現任しており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
6. 監査役花房裕志氏は、弁護士の資格を有し、弁護士法人レクシードの代表社員を現任しており、法律に関する専門的な知識を有しております。
7. 2021年4月21日開催の臨時株主総会において、取締役の選解任議案が可決されたこと

により、同日をもって黒田高史、松井浩文、岩崎智彦、海東時男の4氏は退任し、岡本武之、前田修、齋藤雅彦、星野和也の4氏が取締役就任しました。

8. 2021年6月28日開催の定時株主総会において監査役、川端英文氏は辞任し、花房裕志氏が監査役に就任しました。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月20日及び2021年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された報酬の限度額内で、各職責、当社業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定金銭報酬としての基本報酬のみにより構成し、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み、同様とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、インセンティブとしての業績に連動した賞与等の報酬は定めず、翌年の基本報酬に反映させることとする。

3. 報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

上記のとおり、当社の取締役の報酬は、固定金銭報酬としての基本報酬のみにより構成し、インセンティブとしての業績に連動した賞与等の報酬や、非金銭報酬等については定めないことから、取締役に対しては、その報酬全額を基本報酬（金銭報酬）として支払う。

#### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象とな る役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	48百万円 (3百万円)	48百万円 (3百万円)	— ( — )	— ( — )	9名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	10百万円 (6百万円)	10百万円 (6百万円)	— ( — )	— ( — )	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	58百万円 (9百万円)	58百万円 (9百万円)	— ( — )	— ( — )	13名 (5名)

- (注) 1. 上表には、2021年4月21日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 上表には、2021年6月28日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、1998年6月26日第34回定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役1名)です。
4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月29日第28回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長 岡本武之がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額です。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・2021年6月28日開催の定時株主総会において選任された佐伯英隆氏は、(株)イリス経済研究所の代表取締役であり、京都大学公共政策大学院の名誉フェロー兼非常勤講師、かつAbalance(株)の社外取締役兼監査等委員会議長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役笹本秀文氏は、税理士法人笹本税務会計社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2021年6月28日開催の定時株主総会において選任された花房裕志氏は、(弁)レクシードの代表社員弁護士であり、京都大学大学院法学研究科の非常勤講師、兵庫県弁護士会紛争解決センターのあっせん委員、(株)白バラドライの社外監査役、(一社)予防法務研究会の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 佐伯英隆	取締役佐伯英隆氏は、当事業年度に開催された取締役会のうち、取締役就任後に開催された31回のうち30回に出席し、主に通商産業政策の専門家としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業コンプライアンスの面について、当社の健全なる経営と成長のために独立性を踏まえた中立な立場から適切な意見表明を行っており、当社の経営に重要な役割を果たしております。
監査役 笹本秀文	監査役笹本秀文氏は、当事業年度に開催された取締役会44回のうち31回に出席、監査役会14回の全てに出席しております。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理、財務体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っており、当社の経営に重要な役割を果たしております。
監査役 花房裕志	監査役花房裕志氏は、当事業年度に開催された取締役会のうち、監査役就任後に開催された31回のうち24回に出席、監査役就任後に開催された監査役会10回の全てに出席しております。 弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、積極的に質問・意見表明を行っており、当社の経営に重要な役割を果たしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。



#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 公認会計士 柴田 洋・公認会計士 大瀧 秀樹

② 報酬等の額

	公認会計士 柴田 洋・大瀧秀樹
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査人、公認会計士柴田洋・大瀧秀樹は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。



## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の基本方針としており、企業行動の適正化を維持促進させるために「コンプライアンス規定」を制定し、下記のコンプライアンス体制を整備しています。

- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役員及び使用人が「コンプライアンス規定」に定める社会行動基準に則った行動と透明性のある内部通報体制を創設し、その浸透を行っています。
- ・必要に応じて役員及び使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。
- ・定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。
- ・「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保しています。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文章、その他貴重な情報について法令及び社内規程に基づき適正な保管及び管理を行っております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を行っています。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を行っており、緊急事態が生じた場合の危機管理対応を整備しています。また社内的には、監査役監査・内部監査を通じて客観的視点を踏まえた分析・指摘を受けられる体制を常に整えるとともに、それを取締役会や経営委員会に諮ることで迅速に対応できるよう努めております。なお、不測の事態に際しては代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を速やかに立ち上げ、企業全体として適切な対応と早期解決が図れるよう心がけております。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規定」に基づき、取締役の職務執行権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備しています。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項については審議、議決及び取締役の職務執行状況の監査等を行っています。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を高めるために、経営会議を原則週1回開催し、経営機能の効率化を行っています。

#### ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### イ. 子会社の取締役等の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う重要な事項又は必要と思われる場合については、当社の取締役会の承認を得る体制を運用しております。

##### ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、子会社の損失の危険に関する規定を設けておりませんが、当社と本社を同一とする子会社については当社取締役会による危機管理が行われ、当社と本社を同一としない子会社については内部統制担当者による普段の管理による当社取締役会への報告体制を運用しております。

- ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う経営に関しては、原則として当該子会社の自主性を尊重するよう定めております。
- ニ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子当社は、当社の定めるコンプライアンスを経営の基本方針を遵守するよう努めております。
- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し子会社の全役員及び使用人が「コンプライアンス規定」に定める社会行動基準に則った行動と透明性のある内部通報体制を創設し、その浸透を行っています。
  - ・必要に応じて子会社の役員及び使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。
  - ・定期的な子会社の内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。
  - ・「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保しています。
- ホ. その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、子会社を含めたコンプライアンス体制とリスク管理体制を整備し、内部通報体制を設置し、その浸透を行っています。また、当社の内部監査と同等の業務監査を子会社にも実施しています。
- ⑥ 監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、現在監査役を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配備を行います。また、当該使用人の任務・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項につきましては、監査役を補助する使用人を採用するに当たり、監査役と協議のうえ、監査役の指示の実効性の確保を行います。
- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
当社は、監査役が定期的に取り締り又は使用人から職務執行について報告を受けられることができる体制を整備し、監査が実効的に行われることを確保するために内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役を補助しています。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に直接報告ができる体制を運用しております。当社は、監査役がこれらの報告に適宜対応できるよう、当社の内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役を補助しています。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、「内部通報者保護規定」を制定し、報告者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと定め、これを運用しております。
- ⑨ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理につきましては、適正額（実額）をもって対応することとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しています。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社及び当社グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制となっています。
- (2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況  
当社は、企業行動の適正化を維持促進させるために「コンプライアンス規定」を制定し、運用しております。また、定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。さらに「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を運用しています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況  
当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文章、その他貴重な情報について法令及び社内規程に基づき適正な保管及び管理を行っています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況  
当社は、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を行っています。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を行っています。また社内的には、監査役監査・内部監査を通じて客観的視点を踏まえた分析・指摘を受けられる体制を常に運用し、それを取締役会や経営委員会に諮ることで迅速に対応できるよう行っています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況  
当社は、「取締役会規定」に基づき、取締役の職務執行権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を運用しています。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項については審議、議決及び取締役の職務執行状況の監査等を行っています。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を高めるために、経営会議を原則週1回開催し、経営機能の効率化を行っています。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況  
イ. 子会社の取締役等の執行に係る事項の当社への報告に関する事項の運用状況  
当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う重要な事項又は必要と思われる場合については、当社の取締役会の承認を得る体制を運用しています。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制の運用状況

当社は、子会社の損失の危険に関する規定を設けておりませんが、当社と本社を同一とする子会社については当社取締役会による危機管理が行われ、当社と本社を同一としない子会社については内部統制担当者による普段の管理による当社取締役会への報告体制を運用しています。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う経営に関しては、原則として当該子会社の自主性を尊重するよう行っています。

ニ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

子当社は、当社の定めるコンプライアンスを経営の基本方針を遵守するよう行っています。また、定期的な子会社の内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。

ホ. その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、子会社を含めたコンプライアンス体制とリスク管理体制を運用し、内部通報体制を設置し、その浸透を行っています。また、当社の内部監査と同等の業務監査を子会社にも実施しています。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はいません。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制の運用状況

当社は、監査役が定期的に取り締役または使用人から職務執行について報告を受けることができる体制を運用し、監査が実効的に行われることを確保するために内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制の運用状況

当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に直接報告ができる体制を運用しております。当社は、監査役がこれらの報告に適宜対応できるよう、当社の内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

当社は、「内部通報者保護規定」を制定し、報告者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと定め、これを運用しております。

⑨ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理につきましては、適正額（実額）をもって対応しています。



⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性の確保を行っています。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況

当社及び当社グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制を運用しています。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策のひとつと考えており、業績に応じた適正な成果の配分を行うことを基本としております。この方針のもと、配当につきましては安定配当を基本とし、期毎の収益状況、配当性向等を勘案して、利益処分を実施していきたいと考えております。

しかしながら、利益剰余金がマイナスとなっていることから、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

抜本的な構造改革により、適正規模のもとで安定的な収益を見込める事業構造、経営体制を確立することで、早期の復配を目指す所存であります。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,743,782</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>948,985</b>
現金及び預金	91,921	支払手形・工事未払金等	562,864
受取手形及び売掛金	6,592	買 掛 金	212,259
完成工事未収入金及び契約資産	1,392,355	役員からの短期借入金	103,000
商品及び製品	240,394	未成工事受入金及び契約負債	3,816
原材料及び貯蔵品	904	未 払 金	21,985
未成工事支出金	3,678	未 払 法 人 税 等	5,503
前 渡 金	78	未 払 消 費 税 等	9,722
未 収 入 金	10,222	そ の 他	29,833
短期貸付金	949	<b>固 定 負 債</b>	<b>981,486</b>
そ の 他	28,204	長期預り保証金	22,090
貸倒引当金	△31,518	退職給付に係る負債	2,511
<b>固 定 資 産</b>	<b>30,012</b>	完成工事補償引当金	3,275
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>11,483</b>	そ の 他	4,623
建物及び構築物	6,020	<b>負 債 合 計</b>	<b>981,486</b>
機械及び装置	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
車両運搬具	3,527	<b>株 主 資 本</b>	<b>765,799</b>
工具、器具及び備品	1,789	資 本 金	10,641,760
そ の 他	144	資 本 剰 余 金	3,880,366
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,106</b>	利 益 剰 余 金	△13,750,423
そ の 他	1,106	自 己 株 式	△5,903
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>17,423</b>	新 株 予 約 権	26,509
破産更生債権等	1,999,005	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>792,308</b>
差入保証金	24,521	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,773,795</b>
長期未収入金	934,366		
長期貸付金	890,079		
そ の 他	2,901		
貸倒引当金	△3,833,451		
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,773,795</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,848,789
売上原価		2,731,252
売上総利益		117,537
販売費及び一般管理費		491,682
営業損失		374,145
営業外収益		
受取利息	222	
受取配当金	0	
雑収入	337	560
営業外費用		
支払利息	200	
株式交付費	15,970	
本社移転費用	4,894	
貸倒引当金繰入額	405,034	
支払手数料	10,700	
和解金	31,748	
その他	180	468,729
経常損失		842,314
特別利益		
受取和解金	14,909	14,909
特別損失		
債権譲渡損	5,596	
関係会社株式評価損	75,516	81,112
税金等調整前当期純損失		908,517
法人税、住民税及び事業税	6,460	6,460
当期純損失		914,978
親会社株主に帰属する当期純損失		914,978

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	10,432,360	3,670,966	△12,835,445	△5,849	1,262,032
当連結会計年度変動額					
新株の発行	209,400	209,400			418,800
親会社株主に帰属する 当期純損失			△914,978		△914,978
自己株式の取得				△54	△54
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	209,400	209,400	△914,978	△54	△496,232
当連結会計年度末残高	10,641,760	3,880,366	△13,750,423	△5,903	765,799

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	-	1,262,032
当連結会計年度変動額		
新株の発行		418,800
親会社株主に帰属する 当期純損失		△914,978
自己株式の取得		△54
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	26,509	26,509
当連結会計年度変動額合計	26,509	△469,723
当連結会計年度末残高	26,509	792,308

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上しており、当連結会計年度におきましても914,978千円の当期純損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度も継続してマイナスとなっております。当社グループは、これら継続する当期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく事業再構築と企業価値の向上ならびに管理体制の強化に向けて取り組んでおりますが、当連結会計年度において当期純損失の状況を改善、営業キャッシュ・フローをプラスにするまでには至りませんでした。

当該状況が改善されない限り、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

連結計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。

上記のような状況の下、現在の当社グループには足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であると判断しており、社会的な課題と結び付いた取り組みを行うことで、社会貢献を実現しつつ、当社グループ全体の事業成長と財務体質の改善を実現していくことを目指しております。

具体的には、足元の業績回復策として、祖業である建設事業に注力し当社グループの土台を固めることともにダチョウ抗体関連商品の販売強化に積極的に取り組んで参ります。

また、持続性のある企業価値向上策としまして、後継者問題や新型コロナウイルスの影響等でポテンシャルや意欲がありながら苦しんでいる中小企業を当社グループの一員として迎え入れ、グループ全体での協力体制を構築することで、強い中小企業に変え、当社グループにとっても持続性のある企業価値向上となることを目指すとともに社会貢献に取り組む「中小企業ホールディングスプロジェクト」を当社グループにおける新たな成長の主軸として取り組んで参ります。

オートモビル関連事業では、エンジンオイルメーカーとして広告宣伝やモータースポーツ協賛に積極的に取り組みブランディングを強化し、売上や販路の拡大に中長期的に取り組んで参ります。また、今後は環境配慮型オイル製品の開発や輸出の強化やアフターパーツ販売システムの拡充に向けたアライアンスの構築等を進めて参ります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 7社

- ・連結子会社の名称
  - クレアホーム株式会社
  - 巧栄ビルド株式会社(旧クレアスタイル株式会社)
  - 株式会社サニーダ
  - MILLENNIUM INVESTMENT株式会社
  - 株式会社 J P マテリアル
  - クレア建設株式会社
  - V B L O C K 販売株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社ジョージアプレミアムフーズ
- ・関連会社としなかった理由 当該会社について精査を行った結果、重要性が低下しており、所有する株式を全額減損したため、関連会社から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、当社100%子会社であるクレア株式会社の全株式を第三者へ譲渡したことにより、同社及び同社子会社であるCVL株式会社、株式会社クリエーション、不動産リーシングプロジェクト匿名組合を連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、当社100%子会社としてV B L O C K 販売株式会社を新規設立し、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品 個別法及び最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・未成工事支出金 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～40年
工具、器具及び備品	4年～10年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～6年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵補償に備えるため、過去の実績を基礎に発生見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 建設事業

建設事業においては、主に中期程度の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ロ. 不動産事業

不動産事業においては、顧客と不動産取引に係る契約を締結しており、物件の引渡しや不動産取引に係るサービス提供を履行业務として識別し、不動産の引渡時点及びサービス提供の完了時点で売上高を認識しております。

ハ. オートモービル関連事業

オートモービル関連事業においては、自動車用オイルの製造、販売、自動車用パーツの販売を行っておりま

す。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で売上高を認識しております。

ニ. コスメ衛生関連事業

コスメ衛生関連事業においては、コスメティック商品、衛生関連商品の販売を行っております。これらの商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で売上高を認識しております。

ホ. 広告事業

広告事業においては、インターネット広告媒体と代理店・広告主を仲介して、広告枠の仕入れ、販売を行うメディアレップ業務を行っております。サービス提供を履行業務として識別し、広告掲載時点で売上高を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式により、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 連結納税制度の適用

当社グループでは連結納税制度を適用しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は当連結会計年度より「完成工事未収入金及び契約資産」、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は「未成工事受入金及び契約負債」にそれぞれ含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)資産から直接控除した減価償却累計額及び減損損失累計額

建物及び構築物	269千円
機械及び装置	6,789千円
車両運搬具	11,631千円
工具、器具及び備品	18,222千円
計	36,913千円

(2)長期貸付金

クレア(株)から2021年4月20日付けで代物弁済された販売用不動産について、同社が無断で第三者に所有権を移転していたため、2022年5月16日付けで東京地方裁判所に提訴しております。なお、当該代物弁済の瑕疵に関連して以下のとおり長期貸付金へ振替、営業外費用の貸倒引当金繰入額405,034千円を追加計上することにより、全額手当をしております。

勘定科目(詳細)	代物弁済額	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金残高
販売用不動産(堺市南美木多上土地)	660,068千円	330,034千円	660,068千円
長期未収入金(新潟市矢代田駅周辺開発)	150,000千円	75,000千円	150,000千円
工具、器具及び備品(LEDディスプレイ等)	80,011千円	0千円	80,011千円
計	890,079千円	405,034千円	890,079千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	249,541,756株	8,710,000株	-株	258,251,756株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当による新株式発行による増加が7,210,000株及び、第25回新株予約権行使による増加が1,500,000株であります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,557株	874株	-株	14,431株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

### (3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
第25回新株予約権	普通株式	-	36,050,000	1,500,000	34,550,000	16,584
合計	-	-	36,050,000	1,500,000	34,550,000	16,584

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、当連結会計年度においても営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていたため、事業を継続するために必要な資金や業態の拡大・事業の再構築を行うために必要な資金を事業計画・資金計画に基づいた新株予約権の行使及び第三者割当による株式の発行によって調達してまいりました。また一方では、運転資金の一部について法人向け貸付金に投下し、一時的な運用の利息収入による資金運用も行っております。

新株予約権の行使及び第三者割当による資金調達の使途は業態の拡大・事業の再構築を行うためであります。



## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※	6,592千円 △42千円		
(純 額)	6,549千円	6,549千円	-千円
(2) 完成工事未収入金及び契約資産 貸倒引当金 ※	1,392,355千円 △27,068千円		
(純 額)	1,365,287千円	1,365,287千円	-千円
(3) 未 収 入 金 貸倒引当金 ※	10,222千円 △4,401千円		
(純 額)	5,820千円	5,820千円	-千円
(4) 短 期 貸 付 金 貸倒引当金 ※	949千円 △5千円		
(純 額)	943千円	943千円	-千円
(5) 長 期 未 収 入 金 貸倒引当金 ※	934,366千円 △934,366千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
(6) 長 期 貸 付 金 貸倒引当金 ※	890,079千円 △890,079千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
(7) 差 入 保 証 金 貸倒引当金 ※	24,521千円 △10,000千円		
(純 額)	14,521千円	14,521千円	-千円
(8) 破 産 更 生 債 権 等 貸倒引当金 ※	1,999,005千円 △1,999,005千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
資 産 計	1,393,122千円	1,393,122千円	-千円
(1) 支払手形・工事未払金等	562,864千円	562,864千円	-千円
(2) 買 掛 金	212,259千円	212,259千円	-千円
(3) 役員からの短期借入金	103,000千円	103,000千円	-千円
(4) 未成工事受入金及び契約負債	3,816千円	3,816千円	-千円
(5) 未 払 金	21,985千円	21,985千円	-千円
(6) 未 払 法 人 税 等	5,503千円	5,503千円	-千円
(7) 未 払 消 費 税 等	9,722千円	9,722千円	-千円
(8) 長期預り保証金	22,090千円	22,090千円	-千円
負 債 計	941,241千円	941,241千円	-千円

※ 受取手形及び売掛金、完成工事未収入金、未収入金、短期貸付金、長期未収入金、長期貸付金、差入保証金、破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※				
(純額)	-千円	6,549千円	-千円	6,549千円
(2) 完成工事未収入金及び契約資産 貸倒引当金 ※				
(純額)	-千円	1,365,287千円	-千円	1,365,287千円
(3) 未収入金 貸倒引当金 ※				
(純額)	-千円	5,820千円	-千円	5,820千円
(4) 短期貸付金 貸倒引当金 ※				
(純額)	-千円	943千円	-千円	943千円
(5) 長期未収入金 貸倒引当金 ※				
(純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
(6) 長期貸付金 貸倒引当金 ※				
(純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
(7) 差入保証金 貸倒引当金 ※				
(純額)	-千円	14,521千円	-千円	14,521千円
(8) 破産更生債権等 貸倒引当金 ※				
(純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
資 産 計	-千円	1,393,122千円	-千円	1,393,122円
(1) 支払手形・工事未払金等	-千円	562,864千円	-千円	562,864千円
(2) 買掛金	-千円	212,259千円	-千円	212,259千円
(3) 役員からの短期借入金	-千円	103,000千円	-千円	103,000千円
(4) 未成工事受入金及び契約負債	-千円	3,816千円	-千円	3,816千円
(5) 未払金	-千円	21,985千円	-千円	21,985千円
(6) 未払法人税等	-千円	5,503千円	-千円	5,503千円
(7) 未払消費税等	-千円	9,722千円	-千円	9,722千円
(8) 長期預り保証金	-千円	20,919千円	-千円	20,919千円
負 債 計	-千円	940,071千円	-千円	940,071千円

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形及び売掛金、完成工事未収入金、未収入金、短期貸付金、前渡金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

長期未収入金、長期貸付金、長期貸付金、差入保証金、破産更生債権等

これらは回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

支払手形・工事未払金等、買掛金、役員からの短期借入金、未成工事受入金及び契約負債、未払金、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

長期預り保証金

過去の返還実績に基づき、将来キャッシュフローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
受取手形及び売掛金※1	6,549千円	-千円	-千円	-千円
完成工事未収入金及び契約資産※2	1,365,287千円	-千円	-千円	-千円
未収入金※3	5,820千円	-千円	-千円	-千円
短期貸付金※4	943千円	-千円	-千円	-千円
長期未収入金※5	-千円	-千円	-千円	-千円
長期貸付金※5	-千円	-千円	-千円	-千円
破産更生債権等※5	-千円	-千円	-千円	-千円

※1 受取手形及び売掛金のうち、個別に貸倒引当金を計上した42千円につきましては控除しております。

※2 完成工事未収入金のうち、個別に貸倒引当金を計上した26,795千円につきましては控除しております。

※3 未収入金のうち、個別に貸倒引当金を計上した4,400千円につきましては控除しております。

※4 短期貸付金のうち、個別に貸倒引当金を計上した5千円につきましては控除しております。

※5 長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等は全額貸倒引当金を計上、控除しております。

(注3) 金銭債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
支払手形・工事未払金等	562,864千円	-千円	-千円	-千円
買掛金	212,259千円	-千円	-千円	-千円
役員からの短期借入金	103,000千円	-千円	-千円	-千円
未払金	21,985千円	-千円	-千円	-千円
未払法人税等	5,503千円	-千円	-千円	-千円
未払消費税等	9,722千円	-千円	-千円	-千円

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2円97銭  
(2) 1株当たり当期純損失 3円64銭

## 8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					
	建設事業	不動産事業	オートモービル 関連事業	コスメ衛生関 連事業	広告事業	合計
売上高						
リフォーム工事	23,126	-	-	-	-	23,126
給排水管設備工事	47,709	-	-	-	-	47,709
建設工事	2,674,696	-	-	-	-	2,674,696
自動車部品販売	-	-	68,900	-	-	68,900
コスメ衛生関連商品販売	-	-	-	33,528	-	33,528
メディアレップ	-	-	-	-	827	827
顧客との契約から生じる収益	2,745,532	-	68,900	33,528	827	2,848,789
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,745,532	-	68,900	33,528	827	2,848,789

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ①建設事業

建設事業においては住宅のリフォーム・メンテナンス工事、給排水管設備工事、建設工事を主な事業としております。建設事業においては、工期がごく短期間の工事契約を除き、全ての工事契約について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。工期がごく短期の工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法を採用しております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準を適用しております。

## ②不動産事業

不動産事業においては、不動産の売買、あっ旋、仲介及び管理を主な事業とし、顧客と不動産取引に係る契約を提携しており、物件の引渡しや不動産取引に係るサービス提供を履行业務として識別し、不動産の引渡時点及びサービス提供の完了時点で売上高を認識しております。

## ③オートモービル関連事業

オートモービル関連事業においては、自動車用オイルの製造、販売、自動車用パーツの販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で売上高を認識しております。

## ④コスメ衛生関連事業

コスメ衛生関連事業においては、コスメティック商品、衛生関連商品の販売、を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で売上高を認識しております。

## ⑤広告事業

インターネット広告媒体と広告代理店・広告主を仲介して、広告枠の仕入れ・販売を行うメディアレップ業務を主な事業とし、サービス提供を履行业務として識別し、広告掲載完了時点で売上高を認識しております。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に含まれております。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	7,371千円
契約負債	3,816千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の新規設立)

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、下記のとおり子会社を設立することを決定しました。

### 1. 子会社設立の目的

当社のESGの取組みとして、2021年11月4日付け適時開示「当社と一般社団法人花の木シェルター及び株式会社101との業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記しましたように『野良猫ゼロプロジェクト』を推進するため、今般当該業務提携契約に基づき子会社を設立することを決定致しました。

### 2. 子会社の概要

(1) 名 称	株式会社のら猫バンク	
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田錦町三丁目4番地2	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 岡本 武之	
(4) 事 業 内 容	動物（猫）に関連する会員制サービスの提供 動物保護施設（シェルター）の運営	
(5) 資 本 金	9,000,000円	
(6) 設 立 予 定 日	2022年4月27日	
(7) 株 主 及 び 持 株 比 率	中小企業ホールディングス(株) 100%	
(8) 決 算 期	3月31日	
(9) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 と の 関 係	資 本 関 係	当社100%子会社
	人 的 関 係	当社から1名（代表取締役）の役員の派遣を予定しております。また、提携先の(一社)花の木シェルターの代表理事である阪田泰志氏が取締役の就任を予定しております。
	取 引 関 係	未定



## (連結子会社の異動)

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社サニーダの全株式を報徳建設株式会社(以下「譲渡先」といいます。)に譲渡すること(以下、「本件株式譲渡」といいます。)を決議しました。これにより、株式会社サニーダは当社の連結対象から除外されることになります。

### 1. 株式譲渡の理由

当社は、建設事業への経営資源の集中により当該事業の業容拡大を現在進めております。

そのため、2021年12月14日に発行決議した第三者割当増資による新株式で調達した資金346,080千円及び第25回新株予約権の行使代金の一部48,000千円を連結子会社のクリア建設(株)の下請業者への支払資金として貸付し建設事業の拡大を進めて参りました。

今般、建設事業の集約を図る目的でクリア建設(株)の事業を承継する会社として、本年1月20日に連結子会社でリフォーム等の建設事業を営む連結子会社のクリアスタイル(株)の社名を巧栄ビルド(株)に変更し、当社の建設事業の中核会社としました。

本件株式譲渡する(株)サニーダは、給排水管の衛生診断・設備工事・更生工事等を行っております。ここ数年立て直しを図って参りましたが受注の拡大が見込めず、独立した子会社として事業を継続して行くことが困難な状況でした。巧栄ビルド(株)に事業を移管する組織再編も検討しましたが、当該事業領域の伸長のためにリソースを傾注することは合理的でないとの判断に至りました。そこで同社の取引顧客との関係を維持していただけるとの期待をもって当社業務提携先の譲渡先に相談しましたところ、譲受けを検討いただけることとなり、このたび譲渡条件が合意できたことから、当社は本件株式譲渡をすることにしました。

### 2. 本件株式譲渡に係る業績への影響

連結上、業績への影響は軽微であります。

### 3. 本件株式譲渡価額について

本件株式譲渡価額は、(株)サニーダが2021年3月期決算において△362,971千円の債務超過であること、直近3期(2019年3月期から2021年3月期まで)の実績及び今期(2022年3月期)予想において全て経常損失であることから合理的に検討した結果、備忘価格である1株当たり1円が妥当な金額と合意した992千円を本件譲渡価額と致しました。

4. 異動する子会社の概要

(1) 名称	株式会社サニーダ			
(2) 所在地	東京都新宿区喜久井町39番地			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 成田 和彦			
(4) 事業内容	給排水管設備の衛生診断、設備工事、更生工事			
(5) 資本金	1,000万円			
(6) 設立年月日	1972年2月			
(7) 大株主および持株比率	中小企業ホールディングス株式会社 100.0%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は、当該会社の全株式を保有しております。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社は当該会社に対して運転資金として貸付を行っております。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態				
	決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
	純資産	△353,590千円	△356,582千円	△362,971千円
	総資産	18,002千円	21,885千円	10,073千円
	1株当り純資産	—円	—円	—円
	売上高	96,933千円	90,186千円	57,050千円
	営業利益	△1,029千円	△3,579千円	△10,149千円
	経常利益	△895千円	△3,274千円	△6,318千円
	当期純利益	△965千円	△2,992千円	△6,388千円
	1株当り当期純利益	—円	—円	—円
	1株当り配当金	—円	—円	—円

5. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 氏名	邦徳建設株式会社		
(2) 住所	千葉県松戸市東松戸四丁目19番地の4		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 上野 昌徳		
(4) 事業内容	総合建設業		
(5) 資本金	100,000千円		
(6) 設立年月日	2016年3月		
(7) 大株主及び持株比率	上野 昌徳 100%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社の連結子会社であるクレア建設(株)及び巧栄ビルド(株)との間で建設工事に関する取引があります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態			
決算期	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
純 資 産	16,057千円	18,596千円	141,469千円
総 資 産	566,848千円	526,668千円	1,292,159千円
1株当り純資産	32,115円43銭	37,193円97銭	14,146円91銭
売 上 高	493,680千円	1,397,323千円	1,955,798千円
営 業 利 益	93千円	485千円	48,607千円
経 常 利 益	1,508千円	2,293千円	47,210千円
当 期 純 利 益	1,090千円	2,539千円	27,872千円
1株当り当期純利益	2,181円21銭	5,078円53銭	2,787円20銭
1株当り配当金	—円	—円	—円

(注) 譲渡先は、2021年2月期において増資を実施したことで資本金100,000千円、発行済株式数10,000株(増資前資本金5,000千円、増資前発行済株式数500株)であります。

6. 譲渡株式数、譲渡価額および譲渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	992千株 (議決権の数：992千個) (議決権所有割合：100.0%)
(2) 譲渡株式数	992千株 (議決権の数：992千個) (議決権所有割合：100.0%)
(3) 譲渡価額	992千円
(4) 異動後の所有株式数	0株

7. 譲渡に係る日程

(1) 取締役会決議日	2022年4月21日
(2) 譲渡契約締結日	2022年4月21日
(3) 精算基準日	2022年4月30日
(4) 譲渡実行日	2022年5月16日

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	786,951	流動負債	330,864
現金及び預金	48,701	役員からの短期借入金	103,000
前払費用	1,689	未払金	12,225
関係会社貸付金	682,100	未払費用	1,283
未収入金	32,482	未払法人税等	1,210
未収消費税	21,849	預り金	2,151
その他	128	関係会社借入金	199,803
固定資産	384,902	その他	11,190
有形固定資産	11,033	固定負債	29,005
建物及び構築物	6,020	長期未払金	4,623
車両運搬具	3,369	長期預り保証金	19,090
工具、器具及び備品	1,643	退職給付引当金	2,511
無形固定資産	940	完成工事補償引当金	2,780
ソフトウェア	940	負債合計	359,869
投資その他の資産	372,929	純 資 産 の 部	
関係会社株式	308,599	株主資本	785,475
長期貸付金	890,079	資本金	10,641,760
関係会社貸付金	1,422,035	資本剰余金	3,880,366
破産更生債権等	4,977,001	資本準備金	3,880,366
差入保証金	13,220	利益剰余金	△13,730,748
長期未収入金	120,000	その他利益剰余金	△13,730,748
その他	2,265	繰越利益剰余金	△13,730,748
貸倒引当金	△7,360,272	自己株式	△5,903
資産合計	1,171,854	新株予約権	26,509
		純資産合計	811,984
		負債純資産合計	1,171,854

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		28,531
売 上 原 価		49,972
売 上 総 損 失		21,441
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		345,103
営 業 損 失		366,544
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	220	
雑 収 入	44	265
営 業 外 費 用		
本 社 移 転 費 用	5,307	
株 式 交 付 費	15,970	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	391,665	
支 払 手 数 料	10,700	
支 払 利 息	196	423,840
経 常 損 失		790,119
特 別 利 益		
受 取 和 解 金	14,909	
子 会 社 株 式 売 却 益	8	14,917
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	91	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	415,916	416,008
税 引 前 当 期 純 損 失		1,191,210
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	1,210
当 期 純 損 失		1,192,420

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
			繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	10,432,360	3,670,966	3,670,966	△12,538,327	△12,538,327	△5,849	1,559,149
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	209,400	209,400	209,400				418,800
当 期 純 損 失				△1,192,420	△1,192,420		△1,192,420
自 己 株 式 の 取 得						△54	△54
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )							
当 期 変 動 額 合 計	209,400	209,400	209,400	△1,192,420	△1,192,420	△54	773,674
当 期 末 残 高	10,641,760	3,880,366	3,880,366	△13,730,748	△13,730,748	△5,903	785,475

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	-	1,559,149
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		418,800
当 期 純 損 失		△1,192,420
自 己 株 式 の 取 得		△54
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	26,509	26,509
当 期 変 動 額 合 計	26,509	140,287
当 期 末 残 高	26,509	811,984

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで継続的に当期純損失を計上しており、当事業年度におきましても1,192,420千円の当期純損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきましても、当事業年度も継続してマイナスとなっております。当社は、これら継続する当期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく事業再構築と企業価値の向上ならびに管理体制の強化に向けて取り組んでおりますが、当事業年度において当期純損失の状況を改善、営業キャッシュ・フローをプラスにするまでには至りませんでした。

当該状況が改善されない限り、当社が事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。

上記のような状況の下、現在の当社グループには足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であると判断しており、社会的な課題と結び付いた取り組みを行うことで、社会貢献を実現しつつ、当社グループ全体の事業成長と財務体質の改善を実現していくことを目指しております。

具体的には、足元の業績回復策として、祖業である建設事業に注力し当社グループの土台を固める事とともにダチョウ抗体関連商品の販売強化に積極的に取り組んで参ります。

また、持続性のある企業価値向上策としまして、後継者問題や新型コロナウイルスの影響等でポテンシャルや意欲がありながら苦しんでいる中小企業を当社グループの一員として迎え入れ、グループ全体での協力体制を構築することで、強い中小企業に変え、当社グループにとっても持続性のある企業価値向上となることを目指すとともに社会貢献に取り組む「中小企業ホールディングスプロジェクト」を当社グループにおける新たな成長の主軸として取り組んで参ります。

オートモビル関連事業では、エンジンオイルメーカーとして広告宣伝やモータースポーツ協賛に積極的に取り組みブランディングを強化し、売上や販路の拡大に中長期的に取り組んで参ります。また、今後は環境配慮型オイル製品の開発や輸出の強化やアフターパーツ販売システムの拡充に向けたアライアンスの構築等を進めて参ります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産
- 定率法によっております。ただし2016年4月1日以後取得した建物及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 8年～10年 |
| 車両運搬具     | 6年     |
| 工具、器具及び備品 | 4年～8年  |
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の100%を計上しております。
  - ③ 完成工事補償引当金 完成工事にかかる瑕疵補償に備えるため、発生見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
  - ② 繰延資産の処理方法  
株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
  - ③ 連結納税制度の適用 当社は連結納税制度を適用しております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は当連結会計年度より「完成工事未収入金及び契約資産」、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は「未成工事受入金及び契約負債」にそれぞれ含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

建物及び構築物	269千円
車両運搬具	2,390千円
工具、器具及び備品	2,561千円
計	5,220千円

(2) 関係会社に対する区分掲記していない金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	31,384千円
② 長期金銭債権	4,877,001千円
③ 短期金銭債務	-千円
④ 長期金銭債務	-千円

(3) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務の総額

金銭債務	103,000千円
------	-----------

(4) 長期貸付金

クレア(株)から2021年4月20日付けで代物弁済された販売用不動産について、同社が無断で第三者に所有権を移転していたため、2022年5月16日付けで東京地方裁判所に提訴しております。なお、当該代物弁済の瑕疵に関連して以下のとおり長期貸付金へ振替、営業外費用の貸倒引当金繰入額405,034千円を追加計上することにより、全額手当をしております。

勘定科目(詳細)	代物弁済額	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金残高
販売用不動産(堺市南美木多上土地)	660,068千円	330,034千円	660,068千円
長期未収入金(新潟市矢代田駅周辺開発)	150,000千円	75,000千円	150,000千円
工具、器具及び備品(LEDディスプレイ等)	80,011千円	0千円	80,011千円
計	890,079千円	405,034千円	890,079千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高

売上高	28,531千円
販売費及び一般管理費	-千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	13,557株	874株	-株	14,431株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	2,251,610千円
繰越欠損金	952,031千円
資産評価損	504,581千円
その他	2,003千円
小計	3,710,226千円
評価性引当額	△3,710,003千円
合計	-千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	巧栄ビルド 株式会社	所有 直接 100.0%	事業協力	事業協力金の受入 (注) 1	345,003	関係会社 借入金	199,803
				事業協力金の支出 (注) 1	145,200		
				資金の貸付 (注) 2	150,000	関係会社貸 付金	-
				資金の返済	150,000		
子会社	クリア建設 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2	977,065	関係会社 貸付金	655,100
				資金の返済	321,965		
				資金の貸付 (注) 2	8,500	関係会社貸 付金(長期)	1,215,685
				資金の返済	232		
子会社	株式会社 J P マテリアル	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2	24,000	関係会社貸 付金(長期)	206,349
子会社	V BLOCK販売 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2	204,304	関係会社 貸付金	27,000
				資金の返済	177,304		
				商品の販売 (注) 3	28,531	未収入金	31,384
子会社	クリアホーム 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2、4	70	破産更生 債権等	773,990
子会社	MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2、4	70	破産更生 債権等	3,820,002
子会社	株式会社 サニダ	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2、4	7,661	破産更生 債権等	283,009

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 事業協力金は、業務内容を勘案して、両者協議のうえで決定しております。
2. 子会社への資金の貸付については利息を計上しておりません。
3. 取引金額は仕入最終原価法により算出しております。
4. 子会社の破産更生債権等には、貸倒引当金を100%見積り計上しております。なお、当事業年度においては7,801千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。



## (2) 役員

種類	会社等の名前 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡本 武之	被所有 直接 1.0%	当社 代表取締役	資金の借入 (注) 1	175,000	役員からの 短期借入金	25,000
				資金の返済	150,000		
役員	前田 修	被所有 直接 0.1%	当社 取締役	資金の貸付 (注) 1	28,000	役員からの 短期借入金	28,000
				資金の返済	-		
役員	齋藤 雅彦	被所有 直接 0.4%	当社 取締役	資金の貸付 (注) 1	25,000	役員からの 短期借入金	25,000
				資金の返済	-		
役員	星野 和也	被所有 直接 0.1%	当社 取締役	資金の貸付 (注) 1	25,000	役員からの 短期借入金	25,000
				資金の返済	-		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表

8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 4円74銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の新規設立)

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、下記のとおり子会社を設立することを決定しました。

### 1. 子会社設立の目的

当社のESGの取組みとして、2021年11月4日付け適時開示「当社と一般社団法人花の木シェルター及び株式会社101との業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記しましたように『野良猫ゼロプロジェクト』を推進するため、今般当該業務提携契約に基づき子会社を設立することを決定致しました。

## 2. 子会社の概要

(1) 名 称	株式会社のら猫バンク	
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田錦町三丁目4番地2	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 岡本 武之	
(4) 事 業 内 容	動物（猫）に関連する会員制サービスの提供 動物保護施設（シェルター）の運営	
(5) 資 本 金	9,000,000円	
(6) 設 立 予 定 日	2022年4月27日	
(7) 株 主 及 び 持 株 比 率	中小企業ホールディングス(株) 100%	
(8) 決 算 期	3月31日	
(9) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 と の 関 係	資 本 関 係	当社100%子会社
	人 的 関 係	当社から1名（代表取締役）の役員の派遣を予定しております。また、提携先の（一社）花の木シェルターの代表理事である阪田泰志氏が取締役の就任を予定しております。
	取 引 関 係	未定

### (連結子会社の異動)

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社サニーダの全株式を報徳建設(株)

(以下「譲渡先」といいます。)に譲渡すること(以下、「本件株式譲渡」といいます。)を決議しました。これにより、(株)サニーダは当社の連結対象から除外されることとなります。

### 1. 株式譲渡の理由

当社は、建設事業への経営資源の集中により当該事業の業容拡大を現在進めております。

そのため、2021年12月14日に発行決議した第三者割当増資による新株式で調達した資金346,080千円及び第25回新株予約権の行使代金の一部48,000千円を連結子会社のクリア建設(株)の下請業者への支払資金として貸付し建設事業の拡大を進めて参りました。

今般、建設事業の集約を図る目的でクリア建設(株)の事業を承継する会社として、本年1月20日に連結子会社でリフォーム等の建設事業を営む連結子会社のクリアスタイル(株)の社名を巧栄ビルド(株)に変更し、当社の建設事業の中核会社としました。

本件株式譲渡する(株)サニーダは、給排水管の衛生診断・設備工事・更生工事等を行っております。ここ数年立て直しを図って参りましたが受注の拡大が見込めず、独立した子会社として事業を継続して行くことが困難な状況でした。巧栄ビルド(株)に事業を移管する組織再編も検討

しましたが、当該事業領域の伸長のためにリソースを傾注することは合理的でないとの判断に至りました。そこで同社の取引顧客との関係を維持していただけるとの期待をもって当社業務提携先の譲渡先に相談しましたところ、譲受けを検討いただけることとなり、このたび譲渡条件が合意できたことから、当社は本件株式譲渡をすることにしました。

## 2. 本件株式譲渡に係る特別損失

連結上、業績への影響は軽微であります。

## 3. 本件株式譲渡価額について

本件株式譲渡価額は、㈱サニーダが2021年3月期決算において△362,971千円の債務超過であること、直近3期（2019年3月期から2021年3月期まで）の実績及び今期（2022年3月期）予想において全て経常損失であることから合理的に検討した結果、備忘価格である1株当たり1円が妥当な金額と合意した992千円を本件譲渡価額と致しました。

## 4. 異動する子会社の概要

(1) 名称	株式会社サニーダ			
(2) 所在地	東京都新宿区喜久井町39番地			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 成田 和彦			
(4) 事業内容	給排水管設備の衛生診断、設備工事、更生工事			
(5) 資本金	1,000万円			
(6) 設立年月日	1972年2月			
(7) 大株主および持株比率	中小企業ホールディングス株式会社 100.0%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は、当該会社の全株式を保有しております。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社は当該会社に対して運転資金として貸付を行っております。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態				
	決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
純資産		△353,590千円	△356,582千円	△362,971千円
総資産		18,002千円	21,885千円	10,073千円
1株当り純資産		—円	—円	—円
売上高		96,933千円	90,186千円	57,050千円
営業利益		△1,029千円	△3,579千円	△10,149千円

経常利益	△895千円	△3,274千円	△6,318千円
当期純利益	△965千円	△2,992千円	△6,388千円
1株当り当期純利益	—円	—円	—円
1株当り配当金	—円	—円	—円

#### 5. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 氏名	邦徳建設株式会社		
(2) 住所	千葉県松戸市東松戸四丁目19番地の4		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 上野 昌徳		
(4) 事業内容	総合建設業		
(5) 資本金	100,000千円		
(6) 設立年月日	2016年3月		
(7) 大株主及び持株比率	上野 昌徳 100%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社の連結子会社であるクレア建設(株)及び巧栄ビルド(株)との間で建設工事に関する取引があります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態			
決算期	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
純資産	16,057千円	18,596千円	141,469千円
総資産	566,848千円	526,668千円	1,292,159千円
1株当り純資産	32,115円43銭	37,193円97銭	14,146円91銭
売上高	493,680千円	1,397,323千円	1,955,798千円
営業利益	93千円	485千円	48,607千円
経常利益	1,508千円	2,293千円	47,210千円
当期純利益	1,090千円	2,539千円	27,872千円
1株当り当期純利益	2,181円21銭	5,078円53銭	2,787円20銭
1株当り配当金	—円	—円	—円

(注) 譲渡先は、2021年2月期において増資を実施したことで資本金100,000千円、発行済株式数10,000株(増資前資本金5,000千円、増資前発行済株式数500株)であります。

6. 譲渡株式数、譲渡価額および譲渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	992千株 (議決権の数：992千個) (議決権所有割合：100.0%)
(2) 譲渡株式数	992千株 (議決権の数：992千個) (議決権所有割合：100.0%)
(3) 譲渡価額	992千円
(4) 異動後の所有株式数	0株

7. 譲渡に係る日程

(1) 取締役会決議日	2022年4月21日
(2) 譲渡契約締結日	2022年4月21日
(3) 精算基準日	2022年4月30日
(4) 譲渡実行日	2022年5月16日

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年 5月28日

中小企業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴 田 洋 (印)  
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大 瀧 秀 樹 (印)  
公認会計士

### 監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中小企業ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小企業ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上しており当連結会計年度においても914,978千円の当期純損失を計上した。また、営業キャッシュフローについては、当連結会計年度も継続してマイナスとなっている。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。



## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運営における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年 5月28日

中小企業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴 田 洋 (印)  
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大 瀧 秀 樹 (印)  
公認会計士

### 監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中小企業ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に当期純損失を計上しており当事業年度においても1,192,420千円の当期純損失を計上した。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運営における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に

関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 柴田洋及び公認会計士 大瀧秀樹の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 公認会計士 柴田洋及び公認会計士 大瀧秀樹の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

中小企業ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 杉 浦 亮 次 ⑩

社外監査役 笹 本 秀 文 ⑩

社外監査役 花 房 裕 志 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 新設子会社による新規事業を進めるにあたり、また、今後事業化を進める可能性のある事業に関し、現行定款第2条（目的）を追加変更するものです。
- (2) オフィス環境整備による経営効率の向上を図るため、本店を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を変更案第3条のとおり変更するものであります。  
また、本変更の効力は、2022年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するものいたします。なお、当該附則は効力発生日経過後、これを削除するものいたします。
- (3) 当社の発行可能株式総数は472,072,944株であります。2022年3月31日現在の当社発行済株式総数は258,251,756株となっております。将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、および企業買収の際、株式交換を利用することも想定して、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更案第5条のとおり、変更するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、現行定款第12条（招集）の第2項および、附則を新設するものであります。株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第16条の第2項を新設するものであります。上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものいたします。なお、当該附則は効力発生日経過後、これを削除するものいたします。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1. ～17. (省略)</p> <p>18. <u>仮想通貨交換業</u></p> <p>19. ～29. (省略)</p> <p>30. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>472,072,944株</u>とする。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1. ～17. (現行どおり)</p> <p>18. <u>原材料及び工業製品の輸出入</u></p> <p>19. ～29. (現行どおり)</p> <p>30. <u>猫に関連する会員制サービスの提供</u></p> <p>31. <u>猫の保護に係わる事業</u></p> <p>32. <u>動物愛護に関する調査、研究、情報提供、教育活動、広報活動及び啓蒙活動</u></p> <p>33. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,000,000,000株</u>とする。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>第2項 当社の株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。なお、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更後定款第12条第2項の規定の新設は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生じるものとする。ただし、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第12条はなお効力を有する。なお、本条は、施行日から6か月を経過した日または施行日から6か月以内に開催された株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>2. 定款第3条の変更は、2022年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

以 上

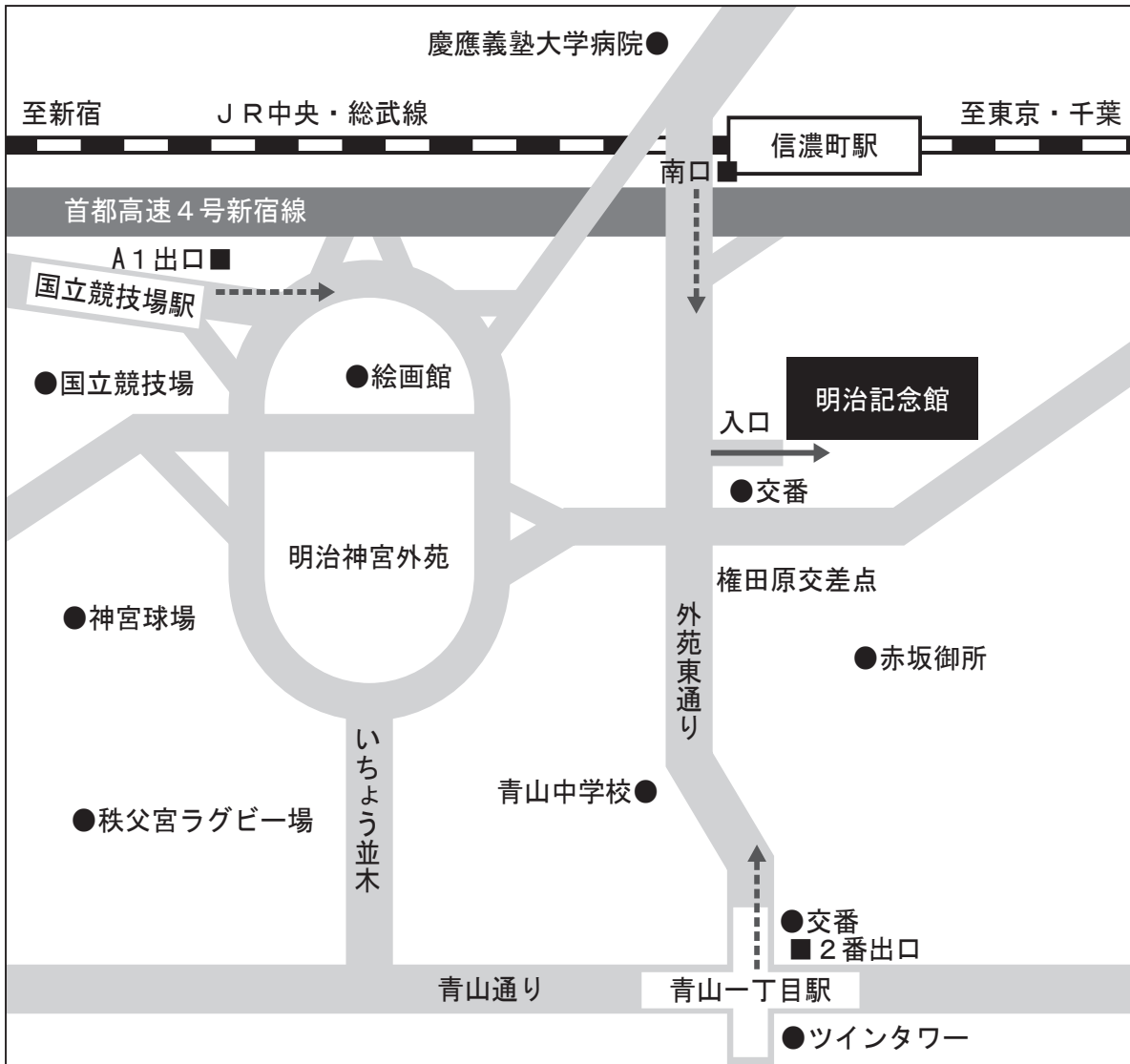
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 株主総会 会場ご案内図

### 会場

東京都港区元赤坂二丁目 2 番23号  
明治記念館 2 階「鳳凰の間」  
電話 (03) 3403-1171 (代表)



### 交通

J R 中央・総武線【信濃町駅】（南口）より徒歩3分  
地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線

【青山一丁目駅】（2番出口）より徒歩6分  
地下鉄大江戸線 【国立競技場駅】（A1出口）より徒歩6分

※お願い：駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。